

町有財産の売払いについて

鏡野町は鏡野町普通財産等公募売却事務取扱要綱並びに鏡野町普通財産土地の売払いに関する規則及び同一般競争入札実施要領に基づき次の建物及び土地を一般競争入札により公売します。

令和8年4月28日

鏡野町長 瀬島 栄史

写し

1 物件名：旧鏡野町富高齢者センター（種類：集会所）

物件所在地	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	備考
鏡野町富西谷字かじやの上1番5	宅地	1402.69	集会所（高齢者センター）
上記 地番上 建物 S62年7月建築 木造平屋日本瓦葺	(431.21m <sup>2</sup> )		

2 予定価格（最低売払価格）

1,800,000円（内訳 土地600,000円 建物1,200,000円）

※最低売払価格は、建物に係る消費税及び地方消費税相当額を含んでいます。

3 入札日時・場所

令和8年6月17日（水）午後1時30分から

鏡野町役場2階 大会議室

4 落札者の決定

予定価格以上で最高価格をもって応札した方を落札者（買受人）とします。

5 入札参加申込方法

入札参加申込書を鏡野町役場総務課に請求し、受付期間内に総務課へ直接持参してください。

受付期間 令和8年5月20日（水）から令和8年6月10日（水）までの平日（土・日・祝祭日を除く）の午前9時から午後5時まで

6 入札

参加者が参加申込をした後、「入札参加証」及び「入札書」を発行しますので入札日にご持参ください。ファクシミリ、電子メール、郵送による入札はできません。

7 入札保証金

免除

8 現地説明会

閉庁日を除き、随時現地説明をいたします。3日前までにお電話にて、ご連絡ください。

9 入札参加資格

申込のできるのは、日本国内に住所を有する個人又は法人で、次に掲げる方は申込ができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 破産者で復権を得ていない者
- (4) 鏡野町が行った普通財産等の売払いに関し、正当な理由なしに契約を締結せず又は履行しなかったもので、その事実があった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- (6) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類する目的で使用しようとする者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員
- (9) その他町長が不相当と認めたもの

10 用途制限

売払い物件については、売買契約書において次の用途を制限します。このことをご理解のうえ、申込をしてください。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供することはできません。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その他これに類する用途に供することはできません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体の事務所等その他これに類する用途に供することはできません。
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体又は当該団体の役職員若しくは構成員がその活動のために利用する事務所等その他これに類する用途に供することはできません。
- (5) 前項各号の用途に供されることを知りながら、売却物件を第三者に譲渡し、又は貸し付けることはできません。

11 契約の締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結していただきます。

契約締結の際、契約保証金（契約金額の10分の1に相当する金額）を納付していただきます。

12 入札の無効

次の場合は入札無効とします。

- (1) この公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札
- (2) 入札価格が予定価格に達しない入札
- (3) 鏡野町普通財産土地の売払いに関する一般競争入札実施要領に違反する入札

13 代金の支払い

売買代金は、売買契約締結の日から20日以内に町の指定する方法により全額納付してください。

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額を鏡野町に支払っていただきます。

15 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金が完納後、買主に行っていただきます。

16 経費負担

経費負担はそれぞれ次のとおりとします。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 入札に要する経費  | 入札参加者 |
| (2) 契約書印紙代    | 買主    |
| (3) 登録免許税     | 買主    |
| (4) 所有権移転登記費用 | 買主    |

17 その他

入札に要する経費（契約時に添付する印紙代、不動産所有権移転登記に必要な登録免許税等）は買受人の負担とし、その他必要事項は町長が別に定めます。

売買代金（落札額）の土地価格と建物価格の内訳は、最低売払価格の土地価格と建物価格の比率により、鏡野町が決定します。

お問い合わせ先

鏡野町役場総務課 財産管理係 TEL0868-54-2111